

令和3年度 茨城県農地中間管理事業評価委員会における意見書

令和3年6月28日に開催した標記委員会において、本県農地中間管理事業の実績及び今後の推進方策等について協議した結果、茨城県農地中間管理事業評価委員会設置・運営要領第7条第2項に基づく当委員会の意見は下記のとおりです。

今後の事業推進にあたっては、これらの意見を踏まえた取り組みが図られますようお願いいたします。

記

1 農地中間管理事業の周知について

機構を活用した担い手への転貸実績は着実に伸長していると認められる。一方、高齢化による農家のリタイアが加速する中において、手続きが容易な相対での小區画の貸借も見受けられ、これが農地の分散化を助長し、今後、集約化を進める際に妨げとなることが懸念される。

このため、担い手や地権者に対し、安心して利便性が高い農地中間管理事業のメリットについて一層の周知を図り、その活用を促進されたい。

2 事業推進のノウハウの蓄積と活用について

これまで得られた様々な農地集積・集約化の実績や成果を取組事例（水稲メガファーム育成事業など）として積極的に情報提供するほか、農地中間管理事業を活用した集積が進まなかった地域についても要因を分析して、それらも含め蓄積したノウハウが機構の事業推進はもとより、県が創設した事業の制度設計などに活かされるよう期待する。

3 畑地における事業推進について

区画整理が進んでいない畑地では境界木（空木など）の存在が事業推進の阻害要因の一つとなっているが、境界木の代わりに地中マーカ―を目印として埋設する手法は、時間がかかる基盤整備によらずに、区画の拡大を図るうえで大変有効である。

農家が安心して地中マーカ―を活用した区画の拡大に取り組めるよう国等と適切な運用方法等について確認のうえ、これを広く普及させることで畑地での集積・集約化が進展するよう期待したい。

4 農地の相続に関する制度の周知と活用について

相続未登記の農地や、農業をしていない、あるいは遠方に住んでいる相続人が所有する農地は耕作放棄地になるケースが多いことから、市町村等と協力して、これらの農地を有効に活用するための『機構を利用した制度や手続き』について周知し、取組実績に結びつけてほしい。

5 信用リスク管理について

賃料の滞納率は現時点では軽微であるが、賃貸事業を行っている以上は宿命としてリスク管理がある。事業の進展に伴い、その必要性が高まることが懸念される。

リスク管理に係る仕組みづくりにはJ A等関係機関との連携も重要なので、機構が主体的に進めていただきたい。

6 機構業務量の負担軽減策の検討について

農地中間管理事業の進展に伴い、機構が管理する農地が増加すると業務量の負担増が課題となってくる。

例えば、市町村等関係機関との業務提携の在り方やデータベースの共有など負担軽減策についての検討が必要ではないか。